

## 平成25年度 第1回美幌町自治推進委員会の概要

- 1 開催日時 平成25年4月22日（月）18：30～20：25
- 2 開催場所 しゃきっとプラザ 会議室（1）
- 3 出席者 委員～菅野委員、早田委員、稲垣委員、井上委員、大野委員、  
清野委員、西島委員、平田委員、宮田委員、元木委員  
町 ～平井総務部長、小西まちづくり主幹、後藤政策担当主査、  
小澤政策担当

### 4 会議概要

#### （1）開会

#### （2）会長挨拶

##### 【会長】

平成25年度第1回目の推進委員会となります。任期が今年の9月ということで、とても早いもので、残り僅かであります。今日は1期目の仕上げの議論もしたいと思っております。

町長と話す機会があり、聞いたのですが、美幌町の自治基本条例施行後の取り組み等について、元酪農学園大学の教授の河合さんがいろいろな場で紹介してくれているみたいです。話しを聞いた自治体から担当の方に、参考意見を求めたり、照会があるそうです。そんなこともありますので、これからの議論をよろしくお願ひしたいと思います。

#### （3）議題

##### ア 平成24年度アクションプランの実施結果について

##### 【事務局から説明】

自治基本条例11条に規定されております会議の公開について、その実効性を確保するために、審議会の会議の公開に関する条例を3月議会に提案し、議会で議決を得ているところであります。

ホームページの内容の改善ということで、町民の意見を聞きましても、なかなか思ったように、知りたい情報まで辿り着かない。ホームページがそういう状況にある。平成25年度全庁的により見やすく、わかりやすい内容にしていきたいと思います。

積極的な情報提供ということで、「まち育」講座、出前講座、まち育新聞を作りました。情報コーナーも含めて、色んな手法を取ってきています。出前講座につきましては、平成23年2月から開催しておりますが、計33件の申し込みがありまして、進めております。今年度におきましても、すでに4月実施分含めて20件相当の申し込みがあります。順調にこの

制度が動いております。

公文書の適正な管理として、ファイリングシステムの導入の検討ということで、現在総務グループの方で試行導入をしております。導入することにより、執務室内が半分以上に収まっている状況であります。今年度効果を検証しまして、予算がからんでくることになりますので、平成26年度本格的に導入するかどうか、意思決定を図っていきたいと思います。

公文書管理条例ですが、ファイリングシステム導入と連動しますので、その動向もふまえて検討すべきと判断しております。

青少年・子どもの町政への参加の推進ですが、昨年、おもしろキッズ共和国を開催。子どもの集まりを社会教育で実施しております。今後も活用し、町政への参加に繋げていきたい。また、子ども条例については、現時点で条例制定の必要性は無いと判断しました。

町民が参加しやすい手法の検討は、平成25年度につきましてはワークショップの実施をしていきたいと考えております。

審議会等の委員の公募に関しましては指針を定めておりまして、条例制定まで必要無いと判断しております。公募要件については前回の委員会で資料として提示しておりますが、広く公募していくことで進めていきたいと考えております。

自治基本条例の中にパブリックコメントのことが書かれておりますが、条例で定める規定はありませんが、パブリックコメントの重要性から、継続性、安定性を図るため、今まで要綱という内部規範で定めていましたが、条例を根拠とする制度としたいと考え、3月の議会に提案しまして、議決を得ているところであります。

協働の領域に係る昨年から予算付けされている、まちづくり活動奨励事業の補助率を引き上げました。今まで1/2だったものを、今回、平成25年度から10/10に引き上げました。各団体が活用しやすい制度としています。今後におきましてはパンフレットを作成しております、それを町民に周知し、どんどん活用していってもらいたいと考えております。

平成27年度で第5期総合計画が終了します。活用される総合計画を目指していきたいと考えていますので、今年度中に庁内の組織を立ち上げて、本町の総合計画の在り方を検討していく予定であります。

昨年度行政評価システムの事中評価を試行実施しております。全事務事業提出をいただいております。現在検証して、6月に事後評価を行い、11月本格導入を図っていきたいと考えております。

平成24年3月に地域防災計画の見直しを図っております。今後は防災計画に基づき、各種マニュアルの作成を行いたいと考えております。また併せて、防災資機材等を整備していきたいと考えております。

法令遵守条例の制定を途中から掲げているが、まだ未実施であります。平成25年度の制

定を目指しております。

平成25年4月新規採用職員の研修を実施済みであります。各グループにおいて、それぞれチェック項目に基づく研修を行い、必要に応じて集合研修を図りたいと考えております。

以上、平成24年度の実施結果としてご報告いたします。

**【委員】**

「まち育」出前講座で、先程33件とありましたが、最少で10名、多くて50名程度と話を聞いているのですが、大体でいいですので、33件の概要を教えて欲しい。

**【事務局】**

データとしてありますので、後ほどお配りしたいと思います。

**【委員】**

どのような内容が多かったのかもついでに教えて欲しい。

**【事務局】**

併せて一覧表で示したいと思います。

**【委員】**

今回住民活動グループと政策担当が一緒になった経緯を教えて欲しい。何故、このように変えたのか。また、その結果どのようなことを求めていくのかを教えて欲しい。グループ制を作り、長年行ってきて、効果が色々と出てきている頃だと思いますが、変わった経緯を言える範囲で教えていただきたい。我々にとって、一番身近なところなので。

**【事務局】**

組織編成替えをしたということですが、昨年度、自治基本条例ができたことで、特に自治基本条例の基本になることは、住民主体のまちづくりをこれから進めるというところでは、住民の皆さんの活動は重要になってきます。今まで住民活動グループは窓口が住民活動担当とありまして、自治会活動の支援をしてきました。自治基本条例に基づく政策立案、推進をしていくためには、政策と実施を一体的にした方が、まちづくりの活動がしやすいものになっていくと。職員も、まちづくりグループの主幹と、今回政策担当として、5月から3名体制ということで、実行部隊を強化していきます。まちづくりの担当も今まで通りいますので、企画と実施を一緒にできるように、今回編成したということでもあります。

**【委員】**

より強固な部隊ができると期待しています。勿論、応援もいたします。

**【委員】**

住民活動の中で、地域サポート制度の検証と見直しということで、前の自治会連合会の会長と町長が提携して、1期を向えたので、2期から白紙に戻るのかと思ってました。1回結んだことは継続することでもいいのですけど、主に管理職がトップになっていますので、ほと

んどが配属されてから、何か月しか経っていない。どう活動したかわからない。見直しすると言ってもどう見直しするのかわからない。今後どういう方向でやっていくのかお聞きしたい。

防災についても防災計画の見直しで、それまで庶務係の防災担当が担当だったと思うのですが、新しい人事でも防災担当主査とはっきりと打ち出された。自治会側としては歓迎している。しかし、私個人としてはまちづくりグループに入って防災をやられた方がいいのではないかと思う。自治会連合会は毎年、防災訓練を行っているが、その担当は交通安全担当がしている。昨年も防災担当がいたのだが、担当していなかった。今年はどうなるのか訊いたが、わからないということだった。せっかく、そういう担当を作っていただいたのですから、その担当にやっていただいた方が、万が一の時、より効果が出ると思います。防災担当についても、今後、町民との積極的な関わり合いを持ってくるのかもお聞きしたい。

#### 【事務局】

サポート制度の見直しの関係ですが、私も何度か自治会連合会の会合に出席させていただいた中で、実際行っている課題として、そういった声を聞いておりました。現在、管理職がサポーターとなっていることで、機動性はいかがなものかということで。それより、自治会に住んでいる職員がサポーターになった方が、もっと地域のことがわかりますので良いのではないかと伺っておりましたので、今、実は作業中でありまして職員が地域の中、自治会の中で、どう分散しているか調べているところです。今後検討課題として、ご意見いただいたことを実現できればと思っておりますので、もう少し時間をいただければと思います。

防災の関係ですが、昨年度から防災担当を置いて、最初は地域防災計画の見直しということで、専属の職員を配置しました。地域防災計画はできましたが、地域防災計画は非常に大きい決め事の計画でありまして、これからマニュアルを作っていくと、実際には動きません。今年度は避難所、備蓄の関係など、具体的なマニュアルを作っていくことを進めます。防災担当が総務部にあるというのは、全町的な防災をどうするかという視点に立っているからです。今まで通り、自主防災については、自治会を担当しているまちづくりグループが担うということで、ご理解いただきたい。交通安全担当が行っていたということは、同じグループ中だったので、担当名でいくと、住民活動担当です。グループ制は担当に名前が付いておりますが、これに縛られません。例えば、昨年のバスの運行を大きく変えたなどの仕事が重責になってきたら、同じグループの違うメンバーがその役割を担うことになっております。グループ制の特徴のひとつです。

今の考えでは、自主防災についてはまちづくりグループが担当し、全町的な防災については総務グループが担当することで、ご理解願いたい。

**【委員】**

先程も出ておりましたが、出前講座は、私どもも活用しております。出前講座で感じることは、出前講座をやりっ放しで、一体自治基本条例を、皆さんわかっているか。今後のことを考えれば、基本条例について、協働で皆さんが何をしなければならないのか。強制ではなく、基本条例をわかるような一言がついてくるのが良いかなと思います。皆さん、総会、勉強会にいいと、言っていますよね。その後に基本条例って大変難しいのですが、職員も関連したことで良いのですが、一言協働とか、地域づくりについて、プラスαあってもいいのかなと思います。

**【事務局】**

非常に参考になりました。今後そういったことを全庁的に進めていきたいと思います。

**【委員】**

私は社会教育に関わっているものですから、先程の子どもに関して、「キッズ共和国」。昨年から行って、それもここと繋がっていることがわかった。子どもも地域の中で、住民とともに活動する。福祉に関しても色んな年代が。少子高齢化の中で、まちづくりをしていくために、皆で協働することがわかってきたのですが、やっぱり全町的に取り組んでいけないと。

**【委員】**

先程のキッズ共和国の事業は、子どもの主体性を重視して行っている事業で、大人が決めたカリキュラムに拘らず、子ども達が今日集まって何やるか、何食べたいか、何を作るだとか、全て自主的に行うことを中心にしている事業なので、大人が決めたカリキュラムを入れることは、どうなのかなといったところがあった。キッズ共和国に委ねてしまうと、希望した参加者に特定されてしまう。全町の子ども達を対象にするのであれば、政策の方の企画で、例えば、議会を傍聴させる機会を設けたり、選挙制度について、子どもにわかりやすい、自分がその歳になったら、一票の大切さとかいうのを、今の子ども達に少しずつ教えていくとか、柔らかい感じで。そういったかたちで、子ども達に、まちづくりに興味を持っていただく。難しくなく、優しく、楽しい事業を政策主体で進めていくことも必要だと思う。他の社会教育の事業だけではなく、政策でも行った方が良いと思います。

**【事務局】**

社会教育の方からも厳しく言われております。あくまで、子ども達が主体と。何か上手くきっかけを作って、できればという状況でした。ですので、平成24年度は取り組みませんでした。

学校教育の部分も教育委員会に良い方法はないだろうかと、総合学習の中で取り入れることはできませんかと話してみたが、先生が主動なので、事前に計画を立てて、先生が決める。

教育委員会として、これをやって下さいということが、言えない状態であるのが現状らしいです。先生の中には、防災のことを行ってみたりしていますし、それを含めて総合的に今年度は行動に移していきたいと考えております。

**【委員】**

まち育講座の中に、子ども向けの出前講座のプログラムを作ってみたら、広がりが出てくると思います。

**【会長】**

是非受け入れてもらいましょう。

子ども条例について、条例制定の必要性は無いと判断しているが、根拠は何か。

**【事務局】**

基本的に子ども条例につきましては、中身が権利条例なのです。あちこちで定めているところはあるのですが、条例を定めるということは、まちの法律となりますので、課題を解決する部分が必要になっていきます。美幌町の現状として、子ども達の権利が阻害されているのか、どうかという部分がある。その辺が課題として浮き上がってきて始めて条例を制定するという考え方になります。現状では、そこまでいっておりません。美幌町の法律として作るべきかどうかの部分も検証したということです。そして、今、課題が見えていない状況なので、近々に制定する必要性はないのではないかという判断です。

**【会長】**

必要性は無いと判断したから、今後も何もないのでは。

**【事務局】**

今、現在ということです。

**【会長】**

納得いかない面があるから、これはまた次の機会に。

**【井上委員】**

逆に見えていない部分があるのでは。

**【事務局】**

当然、あります。今後、子どもの権利をまちとして、しっかり保障するんだという声なり、課題が出れば、まちの法律として制定していくことになります。全く今後も無いということではなく、現時点です。

**【委員】**

公益通報のところで、公益通報制度ができたために、法令遵守推進条例を使わなければならないとあるが、公益通報制度を入れた意味は、そうではなかった気がしたが。

**【事務局】**

公益通報につきましては、自治基本条例自体には条例で定めるという規程はありませんので、内部の制度を作れば良いと思うのですが、全国的に見ても官民含めて、法令違反の事案がありますので、内部統制を図って、しっかり法令を意識して仕事、また私生活をしていかなければならないという主旨から法令遵守推進条例の考え方になります。この中には、以前委員会の資料の中で示したのですが、公益通報、不当要求の部分も入ります。

**【委員】**

公益通報制度の裏側に作るのではなく、別々に作ることだったら、わかる。公益通報はもっと意味のあるもの。利益を守るための制度であるはず。

**【事務局】**

全体の中の章立てなりをして、1章は公益通報の部分、2章は不当要求の部分、中で整理をしていくということです。そして、まとめて法令をしっかり遵守していくという考え方です。

**【委員】**

別々だったら、わかる気がする。

**【事務局】**

別々に制定しているところもある。どちらがいいか、WGで議論を重ねて、総合的な条例の方が良いのではないかとということで進めております。まだ決定ではないですけど、その方向性で進めていきたいと考えています。

**【会長】**

また、別の機会に。

**【事務局】**

まだ決定ではないので、今後意見をいただきながら、進めていきたいと思います。

**【委員】**

先程の「まち育」講座の中で、自治基本条例の説明をもう少しされた方が良いとあったが。

**【委員】**

説明というか、大変難しい条例なので、意識的にわかるように。ただ柱の課題だけを職員が話すのではなく、この条例の進め方など、中身を皆さん知らないと思いますので。福祉なら、福祉に関しての協働を、こういう風に進めたいとか。中身として、こういうのを持っていますとか。基本条例のポイント的なところを、皆さんに伝わればいいかなと思います。

**【会長】**

タイトルだけの講座で終わらないで、自治基本条例に基づいての講座そのものですよと。自治基本条例を全部説明する訳にはいかないからと、受け止めたのだけど、そういうことで

すよね。

**【委員】**

まちづくりを住民と行政、議会と一体となって進めていかないと駄目だということを職員との話し合いの中で、できたらいいなと思います。また、職員は説明だけして帰ってしまうから、今後の出前講座は一步踏み込んだものが必要かなと思います。

**【委員】**

それをやってしまうと、政策担当の皆さん方が出ていかなきゃならない羽目になるし、仕事量が増えるので、当日、担当の方が自治基本条例を理解されて、上手く咀嚼して喋れるようにレクチャーしていただければと思います。

**【事務局】**

昨年の職員研修の中で、各条文に書かれていることが、自分達の仕事にどう繋がっているのかという研修を行いました。グループワークで行いましたので、行ったのと、行っていないのでは、職員の認知度は全然違ったふうに思います。研修後問い合わせもあり、今後も進めていき、職員皆が説明できるようにしていきたいと考えております。

**【会長】**

私も研修については後で触れようと思っていたが、日々の業務と自治基本条例の関わりは大事だと思う。自治基本条例に基づいては、職員だけではなく、町民も意識改革が必要だけでも、それ以上に職員は条例ができたことにより、辛い。けども、乗り越えてもらわなきゃならない。研修で強化してもらわないと困ることだと私は思う。

**【副会長】**

先程、稲垣さんが言われたレクチャーする部分だけでもいいですけど、時代に合った小雑誌とかパンフレット等を、わかりやすくイラストも入れて渡すと興味を持っていただけるのかなと思います。

**【事務局】**

今後作っていきたいと考えております。

**【委員】**

マンガが良いのでは。

**【事務局】**

子ども達のためにマンガを入れてということも考えたのですが。制度設計の部分で2年かけて行ってきたので、今後取り組んでいきたいと考えております。

**【委員】**

ハンドブックのことですが、私自身はわざわざハンドブックを持ち歩いて見ることはしないし、できない。必ず、人間が持たなきゃならないものと付属するとか。例えば、母子手帳

に付属したり、薬剤手帳、健康管理手帳に付属すれば、病院の待ち時間等で目を通すことができる。美幌町役場全体がひとつのグループなのですから、一緒になってひとつのものにすれば、余計なものは要らなくなる。そして、わざわざ持って歩かなくても、病院等に行く時にひとつ持っていけば、待ち時間に読んだりできる方法もある。そういうふうになっても面白いと思う。

**【事務局】**

参考にして、検討していきたいと思います。

**【会長】**

あと、総合計画。庁内組織を立ち上げて、検討を始めるって言っていたが、この中身はどうなっているのか。防災マニュアルは平成25年度作成だけでも、平成25年度いっぱいかけないで、出来るだけ早い時期にマニュアルを作成してほしい。

**【事務局】**

まず総合計画の部分ですが、現在の計画は基本構想10年で行っています。第5期が平成27年度で終わるのですが、今回は前期と後期に分けて、5年で一回見直しをかけています。それ以前は、前期と後期無しの丸10年間で行っていたので、一歩進んだのかなと思います。果たして10年がいいのか。例えば、町長の任期が4年なので、4年毎に見直しをかけるとか、それを考えると基本構想は12年が良いのか、全体を含めた在り方を検討していくということです。さらには、基本構想の下に続いてくる長期計画、実施計画を連動させていけるような計画にしていきたいと考えております。仕事をしていく中で、必ずそこに目を向けていくような計画にできればと担当としては考えております。

**【事務局】**

防災の関係は、災害対応であり、早く作るに越したことはありませんので、できるだけ早く作れるようにと考えております。

**【会長】**

まだまだあると思うのですが、時間が経ち過ぎたものですから、次の行政改革大綱についての説明をお願いしたいと思います。

**イ 第3次美幌町行政改革大綱の改定及び第5次美幌町行政改革実施計画の内容について**

**【事務局から説明】**

大綱ですが、昨年から5回の行政改革推進委員会で皆さんの意見を聴き、こちらの方を今年の3月に策定しております。昭和61年に第1次行政改革大綱を策定しました。その後、第2次、第3次と進めてきております。平成9年に第2次の大綱を策定して、その実効性を保つということで、実施計画を策定し、行革に取り組んできました。第3次についても、第

4次実施計画を作って、取り組んできております。それに併せまして、「民間にできることは民間に」を合言葉にアウトソーシング推進計画を立て、それぞれ取り組んできました。今回、第3次行政改革大綱を平成22年に策定していましたが、時代の変化、人口の減少、地方分権の流れから、新たな視点で行政改革を進めていくという考え方になりました。第3次の大綱を改訂しまして、さらには第4次の実施計画が平成24年で終了しておりますので、改訂した大綱に基づく実行性を保つために、第5次実施計画を策定した流れになります。大綱の必要性につきましては、先程言いました通り、新たな視点ということです。今までは経費を削減する部分に目がいていました。地方分権改革が進む前は、ほとんどの事務が国の定めたことを間違わないで、管理執行していく考え方でした。分権改革以降、地域を経営していく感覚で進めていくべきということで、PDCAのサイクルに基づいて行政運営していくという考え方です。計画を立て、予算をつけて、実施に移す。行政評価でしっかりチェックをして、改善改革を図ることを重点的に行うことです。

また、今回の改訂で基本理念を定めております。限りある経営資産を有効に活用して町民満足度の高い行政経営を行うということです。この基本理念を達成させるためには、町民の目線、成果志向の徹底、民間活力の活用の3つの考え方を示しています。そして、コスト削減などの量の改革と、行政サービスの向上を推進する質の改革を柱として、4つの基本方針を定めました。さらに16の推進項目を定めて実施していきます。

実施計画はこの大綱に基づいて、67の取り組み項目を設けて、それぞれ進めていくということでもあります。

町民の満足度を計る満足度調査の実施を考えております。満足度調査を含めて、行政評価をしていくということになります。調査方法について、無作為となっていますが、今後検討していきたいと考えております。

**【委員】**

限りある経営資産とは、どのようなことか。

**【事務局】**

お金、人材、時間、限られているものを、無駄なところに向けしないで、町民が求めているところに向けるという考え方です。

**【委員】**

美幌町として外貨を稼ぐという部分は、この中に入っていないのか。

**【事務局】**

入ってきます。

**【委員】**

まちとして、何かしら投資をしたものに対して、収入もあるよという考え方も行政改革に

入っているのか。

**【事務局】**

入っています。新たな税財源の確保、収入の確保も含めて、限りある経営資産という考え方であります。

**【会長】**

満足度調査は初めてか。

**【事務局】**

満足度調査とは言っておりませんが、総合計画を策定する時には、行っています。策定する前年に1回きりで、10年間に1回位の中で行っていますので、そこだけでは把握できない部分があります。できれば継続して行っていきたい。

**【副会長】**

行政改革で、管理型という守りに入った行政運営をしていたことから、今度は経営型に変わるということなのですが。経営型っていうのは、先々を見据えていけば、利益追求型までいかないのか。

**【事務局】**

行政は民間ができない部分を行っていく役割があります。行政経営ということで、通常の民間経営とは考え方が違います。ニューパブリックマネジメントの理論に基づいた考え方にのっかっていまして、あくまで民間の良いところを学んで、行政にあてはめて、まちづくりをしていくという考え方。利益追求型という考え方ではありません。

**【副会長】**

わかりました。

**【会長】**

実施計画に載せてある67項目。これは実施をするということで理解していいのか。

**【事務局】**

平成25年～平成27年で実行していくことです。

## ウ 協働の推進について

**【事務局から説明】**

4月に異動になった職員が、市町村アカデミー研修を1週間協働について研修を受けてきております。協働とは住民参加と同じこと。これは参考文献、それぞれの教授は同じことを言っておりますので、そういうふうに捉えてよろしいと思います。協働を進めるためには、情報共有、情報提供が必要であります。職員の意識改革、さらには町民の積極的な参加なくして協働は進められません。この3つが組み合わせさっていないと協働は進んでいきません。

職員の意識改革で3つ掲げているが、参加できる機会を作ることは重要だと考えております。行政が結論を持たない部分ですが、非常に大事なところだと感じております。附属機関についても行政がシナリオを作って進めていたが、先進の武蔵野市等は結論を作らず、町民で目的に向かって進んでいるという事例も聞いてきました。町民が深く関われば、関わるほど、良いまちづくりが進んでいくということを研修に行ってきた職員から伺っております。

例として、公園のリニューアル等に関わった大学教授は、「時間をかけてやれば、やるほど、その公園は住民のものになり、自然と町民が育てていく」という事例があります。女性の意見も大事、提案型補助事業、内容が向上しないと補助を打ち切る。同じことは認めないを前提に進めるとおもしろい結果になるということです。

協働の指針、マニュアルの作成ということで、アクションプランに掲げていたが、協働することが目的ではないことが言われております。私の方も認識が甘く、先に指針やマニュアルを作ろうと意識があって掲げていました。やっぱり、協働することが目的にならないように実践をしていくことが大切であると考えました。そういう意味を含めて、まちづくり活動奨励事業の補助率も今回10/10に引き上げておりますし、使いやすくして、事例を重ねて本町の協働を進めていく取り組みを行えればと思います。

**【会長】**

協働することが目的ではないということは、どういうことか。

**【事務局】**

協働は手段であるということです。

**【副会長】**

すごくわかりやすかった。反復して聴いているが、役場職員の意識が変わって地域住民が何か問題を起こした時に、住民の目線で、話したことに対してより添い、時間をかけてとわかりやすい。

**【委員】**

昔は人もいたし、お金もあった。今は人もお金もないから、そういう方向に持っていかなざるを得ないと私は理解したのだが。

**【事務局】**

それが自治の本来の姿だと思います。お金で動くのではなくて。

**【副会長】**

苦勞して時間をかけたことに対して、成熟感がある。その後長く付加価値が付いて、実ができるということですね。

**【委員】**

未だに自治会活動していると、何かあったときに、役場がやってくれるという意識が二言

目には出てくる。例えば、花植えたい、整備してもらいたいとか。そういう発想を切り捨てていってもらって、やるのは自分ですよっていう意識を誰が持つかということですよ。

**【委員】**

女性がボランティアでまちづくりを頑張っていますが、男性のボランティアもこれから絶対必要です。男性がトップに立って、小さなことからいいので、地域づくりに団体のボランティアの組織ができればいいなと思います。女性がトップだと男性が入っていきづらいということなので、男性のボランティアが地域の中に根付いてくれればいいなと思います。福祉、育児等、全てのことに男性も参加していくこの時代の中では、こういうことも必要じゃないかなと思います。

**エ 自治推進委員会の今後の取組について**

**【会長】**

先程の資料の中で、行政の方でシナリオを書く必要はありませんよと、自治推進委員会、私達の独自性で今後どうするか議論をする必要があるのではないかと思います。意見交換しませんか。アクションプランの進捗状況、内容を含めて、議論は行っていかなければならないし、まち育新聞にも載っていたが、まちづくり活動奨励事業を使って、何かをやっていくのもひとつの手だと思います。

**【委員】**

他の自治体の進捗状況も知りたいなと思います。町民に聞かせる講演会でも結構ですけど。他の自治体の動きが少しでも見えれば。

**【副会長】**

先程、会長が言われたように、9月いっぱいを目途でということによろしいのですか。

**【事務局】**

任期は一応9月いっぱいですが、自治推進委員会につきましては、任期は2年で2回まで再任できることになっています。

**【委員】**

取り組みについてですが、基本条例の中に書いてある自治推進委員会の仕事ってあるので、その枠の中で行うのか。それとも、それ以上に行うということですか。

**【会長】**

それ以上に行う。

**【委員】**

それ以上に行うことは、しなくていいのでは。基本条例の中で仕事をすれば。それ以上に

行うのであれば、違うところや団体ですればいいと思います。委員会としては、基本条例に書かれていることをしっかり行って、次の委員にバトンタッチしていくことでいいと思います。

**【副会長】**

方向性を統一した方がいいですね。

**【事務局】**

自治基本条例の中では、自治基本条例49条で自治推進委員会の役割ということで、町長の諮問に応じて審議を行い、答申するものとします。3項で前項に規定するものの他、自らの事項を審議し、町長に提言することができます。次の事項というのが、この条例に基づく制度、町民参加の状況、及び条例の運用状況に関する事項、この条例の見直しに関する事項、美幌町の自治の推進に関する基本的な事項、この3つが掲げられております。この自治推進委員会の特徴は、自ら提言ができることです。

**【副会長】**

例えば、前回1周年で打ち上げましたね。2年後にまた同じことをするのか、またはしないで、第2期の委員会に委ねるのか。少し整理をした方がいいと思います。

**【委員】**

会議自体がなくなる訳ではないから、次に見送ってもいいと思います。

**【事務局】**

全国各地で活動している人がおりますので、そういった人に来ていただいて勉強すれば、また考え方も変わってくる部分もあるのかなと思いますけど。そういう機会があれば、少人数ではなく、町民も入れて動かしていきたいと考えております。

**【会長】**

条例の中に書いてある自治推進委員会のことをと言われれば、全くそのとおりでと思います。しかし先程、読み上げていただいた3点。美幌町の自治の推進に関する基本的な事項は私達の任務なのです。これを自治の推進のために、どういうことを提言していくべきか。こういうことを、やっていきたいなと思います。提言するためには、どういう議論をすればいいのか。また、町民参加の状況。町民の意識改革。口では言ってみたものの、どうやって参加させるか。

**【委員】**

出だしは少人数で始めて、女性の団体は、お互いに声を掛け合って、人が居なくなったら、補充して継続している。駅前には春になったら植えていますけど、放っておいたら、誰もしません。いかに広めていくには、若い人の協力も必要だということで、どの会も頭を悩ませています。

**【会長】**

新聞で見た限りだが、自治会連合会との話し合いの中で出た防災に関わることで、議会の議員協議会で議論が始まったが、その後、自治会の皆さんとの話し合いはどうなったのか。

**【委員】**

議会議員と自治会連合会の会長と行った。我々から議会議員に災害が起きた時、どういう立場で行動するのかと質問をした。町が動く中にも入れないしということでああいう記事になった。

町でまち育講座をやったが、どういう形でやるかということを我々委員会には何もないですよ。本当に広めていくのであれば、主導権は町でも、委員会に少しでも関わっていただいた方がいいのではないか。町は町でやればいいんだという感覚がまだ少しあるのでは。議会議員も一人しか来ていなかった。だから、議員も町がやるまち育だから、自分達は関係ないから行かない。まだ自治基本条例の中で、そんな雰囲気があるのかなと思う。連合会活動でそこまで発想は持っていませんでしたけど、町と議会との懇談会は続けていく予定です。町とは1回目は主幹職以上の方と、2回目は部長職以上の方との2回に分けてやる。全体会議をやった結果、行動がどうなったかの検証をしたいということで。だけど、役場と我々の意図の違いは、シナリオを作ってくれということなのですよ。議会の時もそうでしたが、何を質問されるか、事前に質問内容を提示してくれと。

**【委員】**

上の方が答えるときに、万が一間違えた場合には、それは行政の責任になるということですか。

**【委員】**

懇談会をやった場合に、我々はどう答えたからと言って、責任を追及する訳ではない。

**【委員】**

そうは言っても、責任を追求する人はいるのですよ。今までも何回か、話を聞いたことがありますし。

**【委員】**

あの時、ああ言ったからって、何も行われていないとかは一切言わないということをやっていますし、過去3回程町と行ってきましたが、責任追及していません。

**【委員】**

そういう部分が怖いから、事前に質問くれということになってしまう。それしかないと思います。自治会連合会が主幹職、部長職と懇談会を行う意図は何なのですか。一番は町長と話せば、手っ取り早いと思うのですが。

**【委員】**

そう言ってしまうと、トップ同士で話せばいいではありませんか。この委員会が要らなくなってしまう。

**【委員】**

ここは諮問委員会です。

**【委員】**

町長は決断力ありますけど、自治会連合会はありません。会長が全自治会の代弁者ではないので、それはできません。町長と我々だけで行っていたら、主幹や部長が地域の自治会連合会が何を考えているか、わからないのではないのか。

**【会長】**

先程言っていた、まち育講座に関わってしまうと、全てに関わっていかないとなりませんよ。一緒に議論して決めるわけにはならないと思いますが。

**【委員】**

それはいいと思いますが、もっと広めるには、委員会等を利用した方がいいと考える。

**【委員】**

講演会を行う時にチラシがきますが、声を掛けないと、人は集まらないと思います。声を掛けて広めていくことが基本だと思いますし。長年、講演している中で、議員が全然出てきておりません。住民の反応を見たり、勉強する等、本当に出てきてほしいと思っております。一体となって考えると、住民が活動しているところに入っていないと、見えないと思います。皆と一緒に立場で動いていただくことが、理解することに繋がるので、是非行政と一体となって、そういうふうにやっていただきたいと思います。

**【会長】**

まち育講座が行われる度に、自治推進委員会が関わることなくして、我々委員が、まち育講座に参加する仕事をやっていくということが必要と考えます。

町にお願いしたいが、会議や講演会をぶつからないように調整してほしい。

**【事務局】**

今回の講座は、私も初めての司会ということで、反省点があります。時間配分や、内容を詰め込み過ぎてしまいました。

**【委員】**

質問が切られてしまったが、あれはないなと思います。

**【事務局】**

そうですね。反省事項も多々ありますので、そういうことはお聞きしたいと思います。あと、議員は3名参加しておりました。

**【会長】**

自治基本条例がスタートする前にも、予算について説明会を行ったことがあるが、その時町民は誰も来ていなかった。自治基本条例ができて、まち育講座の宣伝もして、この間40名程来ているわけだから、一步ずつ進んできていると理解して、これからまた努力していきましょう。

**【委員】**

自治基本条例を使っでのシュミュレーションや、問題提起ができると、より興味を持って話し合いができると思います。

**【会長】**

副会長と少し相談しながら、また次回に議論するというので。今日はこれで打ち切りたいと思います。

**●全体を通して**

**【副会長】**

長時間に渡り、ありがとうございました。最後に、会長と副会長で方向性を見出したいとありましたが、皆さんの心の中に残ることがありましたら、是非お知恵をたくさん寄せていただければと思います。私達も勉強して、楽しめるような自治基本条例の委員会になるよう頑張りますので、今後とも宜しくお願いします。今日はどうもありがとうございました。